

建築基準法第51条の規定による廃酸又は廃アルカリの中和施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、廃酸又は廃アルカリの中和施設など政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

【申請概要】

申請者	敷地の位置(用途地域)	面積	備考(処理施設の種類及び処理能力※)
株式会社 ダイセキ 代表取締役 柱 秀貴	北九州市若松区 南二島四丁目 495-124 495-125 (工業専用地域)	敷地面積 46,893.70 m ² 建築面積 8,295.63 m ² (申請部分 0.00 m ²) 延床面積 9,079.20m ² (申請部分 0.00 m ²)	産業廃棄物処理施設 ・廃酸又は廃アルカリの中和施設 80 m³ → 240 m³/日(8時間) 既設の処理施設 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ・汚泥の脱水施設 160 m³/日(8時間) ・廃油の油水分離施設 (平成18年に軽微変更) 80 m³ → 120 m³/日(8時間) </div> ※処理能力は、建築基準法第51条の許可に係るもの。

【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

申請者は、当該地において、平成15年に汚泥の脱水施設、廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設の許可を受け、産業廃棄物の処理を行ってきたが廃酸・廃アルカリの処理量の増加に伴い、既設の設備(凝集槽)を活用し、廃酸又は廃アルカリの中和施設の能力アップを計画している。

これにより、廃酸又は廃アルカリの中和施設の一当たりの処理能力が当初許可の処理能力の1.5倍を超えるため、再度、建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とするものである。